



# 水ガバナンスに関する OECD 指標と枠組み



出典：経済協力開発機構（2018年）、経済協力開発機構における水ガバナンス指針の実施：  
指標枠組みと進化した良好事例、経済協力開発機構出版、パリ  
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264292659-en>



## ■ 概要

この文書は、OECD により 2018 年に出版された『[経済協力開発機構における水ガバナンス指針の実施：指標枠組みと進化した良好事例](#)』に基づいて作成されたものである。この文書は、水ガバナンスに関する OECD 指標とその枠組みを総合的に紹介したものである。また、この文書は、2015 年に経済協力開発機構の地域開発委員会で承認された「[経済協力開発機構水ガバナンス指針](#)」の実施を支援するツールである。

水ガバナンスに関する指標と枠組みは、水ガバナンス政策の枠組みの役割（What）、組織（Who）と手段（How）の状況と時間の経過に伴う改善の必要性を自己評価するためのツールとして想定している。また、この枠組みは、ガバナンスのスケール（地域、流域、国家など）や、水の機能（水資源管理、水供給サービス、水害リスクの軽減）を超えて適用することができる。さらに、水に関する共通課題へのガバナンスの対応は経緯と場所にかなり依存するものであることから、報告、モニタリング、ベンチマーキングといったものではなく、しっかりしたボトムアップで多様な利害関係者を巻き込んだアプローチにより作成している。この枠組みの主な目的は、何がうまく機能し、何がうまく機能しないか、何が改善されるべきか、誰がなにをできるのかについて、利害関係者の間で、透明性や中立性があり、オープンで包括的な、先を見越した対話を促すことである。

政府とその他の利害関係者は、この提案された指標の枠組みを最大限活用し、水に関する課題によりよく対処するための政策や戦略を協力して形成することが期待される。水ガバナンスの評価に関する包括的な枠組みを提案するためにはまだ多くの課題が残っているが、このツールは、より良い生活、より良い水政策の構築に大きく資する初めての具体的な成果であるといえることができる。

## ■ 背景

このプロジェクトは経済協力開発機構（OECD）の地域開発政策委員会の 2017-2018 プログラムの一環として、OECD 起業・地域都市・中小企業センターにより行われたものである。水ガバナンスに関する指標と枠組みは、2015 年から 2017 年までの間に、経済協力開発機構水ガバナンスイニシアチブ（OECD WGI）において、ボトムアップで多様な利害関係者の参加プロセスにより作成されたものである。

## ■ 連絡先

OECD水ガバナンスプログラム

[water.governance@oecd.org](mailto:water.governance@oecd.org) | +33 1 45 24 76 86

## ■ 情報

ウェブサイト：<http://www.oecd.org/regional/water>

 OECD SMEs, Regions, Cities & Tourism ([@OECD\\_local](#) #OECDwater)

## 目次

なぜ水ガバナンスに関する OECD 指針と枠組みなのか？.....	4
水ガバナンスに関する指標と枠組みの目的は？.....	5
枠組みはどのような構成になっている？.....	6
評価を行うための主な条件は？.....	10
10段階の評価方法.....	11
水ガバナンス指針ごとの自己評価ツールキット.....	15
水ガバナンス指針 1：明確な役割と責務.....	15
水ガバナンス指針 2：流域における適切な規模.....	16
水ガバナンス指針 3：政策の一貫性.....	18
水ガバナンス指針 4：実行能力.....	19
水ガバナンス指針 5：データと情報.....	21
水ガバナンス指針 6：資金・財源.....	23
水ガバナンス指針 7：規制枠組.....	24
水ガバナンス指針 8：革新的なガバナンス.....	26
水ガバナンス指針 9：規範と透明性.....	27
水ガバナンス指針 10：利害関係者の参画.....	30
水ガバナンス指針 11：利水者、農村と都市、世代間をまたいだトレードオフ.....	32
水ガバナンス指針 12：モニタリングと評価.....	33

### 「水ガバナンス」とは何か。

経済協力開発機構は、水ガバナンスについて「利害関係者がその関心事項や懸念事項について、どのような意識決定がなされて実践されるか、または、利害関係者が明確に意見を述べることができ、水管理のための意思決定者の信頼を通じた、政治・組織制度及び行政上のルール、実務とプロセス（公式・非公式）」と定義した（OECD2015年）。換言すれば、ガバナンスは、水政策における意思決定の実施に際し、セクター間と都市と地方の地域の双方における水平の展開において、また、地方から国際的なレベルという縦の展開において、セクター間の縦の制度の役割と組織と社会集団との間の関係に対応する。ガバナンスは、目的を達成する手段であり、ガバナンスのタイプは、政策をリスクの程度に適合させ、また、政策を問題の重要さにあわせて対処するものでなければならない。ガバナンスは、歴史的に地学的相違と課題を考慮するために、事象に適応できるものでなければならないし、背景依存で場所に依存したものである必要がある。ガバナンスは、政府よりもっと広い概念であり、水利用と管理の目的として、民間セクター、市民社会や多様な利害関係者を持続させようとするものでもある（OECD2001年）。水に関する課題への政策の対応は、政策が一貫して統一的であり、利害関係者が適切に関与し、首尾良く計画された規制枠組みが実施され、適切で入手できる情報がある場合にのみ、唯一実行可能である。

出典：OECD2015年、OECD 水ガバナンス指針、[www.oecd.org/governance/oecd-principles-on-water-governance.htm](http://www.oecd.org/governance/oecd-principles-on-water-governance.htm); OECD2011年、OECD 加盟国における水ガバナンス：複数の階層によるアプローチ、OECD 出版、パリ、<http://dx.doi.org/10.1787/9789264119284-en>。

## なぜ水ガバナンスに関する OECD 指針と枠組みなのか？

水ガバナンスに関する OECD 指標と枠組みは、水ガバナンスに関する OECD 指針（OECD2015 年）の実施を支援することを目的としている。水ガバナンス指針は、効率的、効果的、そして包摂的な水ガバナンスに必要な 12 項目のマストアイテムを示している。この指針は、より良い水政策と改革を導くための枠組みとして、2015 年 5 月に開催された OECD の地域開発政策委員会において採択され、2015 年 6 月に開催された OECD の閣僚級会合での支持を受けたものである。

水ガバナンス指針は、水政策のサイクルを包括するもので、システムとして包括的に実践されるべきものである。そのため、**水管理の機能**（例えば、上水道供給、公衆衛生、水害予防、水質、水量、雨水や洪水といったもの）、**利水用途**（例えば、上水道、工業用水、農業用水、エネルギー、環境など）、水の管理、資源、資産の**主体**（例えば、公共、民間、その複合体）といった区分をしない。

### 経済協力開発機構水ガバナンス指針



出典：経済協力開発機構 2015 年、OECD 水ガバナンス指針、[www.oecd.org/governance/oecd-principles-on-water-governance.htm](http://www.oecd.org/governance/oecd-principles-on-water-governance.htm)。

水ガバナンス指針は主に 3 つの側面に分類できる。

1. **有効性**：水ガバナンスの有効性は、異なるレベルの政府において持続可能な水政策の目標と目的を明確に設定し、実際に政策を遂行し、これらの目標や目的を達成することへのガバナンスの貢献に関連している。
2. **効率性**：水ガバナンスの効率性は、持続可能な水管理による便益の最大化と最小限の社会的費用での社会福祉の実現へのガバナンスの貢献に関連している。
3. **信頼と関与**：水ガバナンスにおける信頼と関与は、民主的な正当性や社会全体の公平性を通じた国民の信頼構築と利害関係者の包括的な関与へのガバナンスの貢献に関連している。

## 水ガバナンスに関する指標と枠組みの目的は？

水ガバナンスに関する OECD 指標と枠組みは、水ガバナンス政策の枠組み（What）、機関（Who）、手段（How）の状況と、時間の経過に伴う改善の必要性を評価するための自己評価ツールとして考案されたものである。主要な目的は、何がうまく機能し、何がうまく機能しないか、何が改善されるべきか、誰が何をできるのかについて、利害関係者間の**透明性と中立性があり、オープンで包括的な、先を見越した対話**を促進することである。**指標はこのような目的を達成するための手段であり**、下記のような事項を進めるための手段となる。



**地元、流域、地域及び国レベルでの対話を促進する。**現在と将来にわたり、「多すぎる、少なすぎる、汚すぎる水」をよりよく管理することを目指す方法と同様、水ガバナンス・システムの長所と短所について、公共の機関と利害関係者の範囲の全域にわたって議論を促進し合意形成することができる。



**利害関係者の包括的な参画を促進し、それぞれが水ガバナンスを良くするためにできる役割を見出す。**これは、責任の共有として、水ガバナンスを改善するために誰が何をすることができるかという点において、市民社会・官民組織の間の徹底的な協議を通じて達成されるものである。その点において、評価プロセスの正確さを得ることは解決のための鍵である。それはまた、透明性があり無差別的かつオープンで先を見越したプロセスを促進するためにも重要である。さらに、そのことは、利害関係者が動機付けられ、彼らの考えが考慮されるためにも重要である。



**水ガバナンスに関連する機関の業績の透明性を促す。**ガバナンス指標は、情報のギャップを減らすことができ、制度規制枠組みが、目的にかなない、将来に即しているのかという点を明らかにし、どのように意図した結果をもたらすのかという点において、政府と利害関係者との間に偉大なる信頼をもたらすことにつながる。



**意識啓発を行う。**意識啓発を行わないと、同程度の関心を持たれない特定の問題について、意識啓発を行う。そのことは、技術的な能力強化を促進すると同時に、データ創出とデータ収集を促す。



**水ガバナンスに関するギャップを埋めるための活動を始める。**ガバナンス指標は、政策立案者に伝えられ政策の優先順位を決めることに役立つ。国際的な目標という背景においては、政府の組織としての政策実行能力を強化するための指針として、水に関する持続可能な開発目標（SDGs）を達成するにあたり国家を支援することができる。SDGs6 の実施には、良好な水質の状態や水ストレスを減らす、または、飲料水と公衆衛生について万人が享受できることを達成することを阻害しているいくつかのギャップを乗り越える必要がある。例えば、多くの国々は、データ創出と共有における進捗が遅い。適切でない財源は、既存の水関連インフラを更新し最新化すると同様、ネットワークの構築と維持を構築する障壁となっており、多くの国々にとって適切な技術と職員の能力向上は課題となっている。

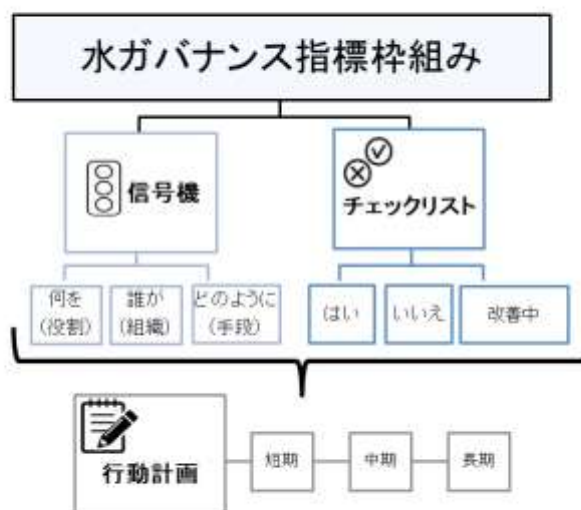
このツールは、政府、民間及び市民社会からなる 130 のメンバーのネットワークである [OECD 水ガバナンスイニシアチブ](#) の広範囲にわたるボトムアップと多様な利害関係者の参画の賜である。水セクターの政策や戦略を改善するため、水ガバナンスの改善に関心のある都市、地域、流域そして国家にあてはまり利用される自発的な手法に着想したもので

ある。また、水ガバナンス指標は、オーストリア、カーボベルテ、ペルー、英国、オランダ、スペイン、モロッコ、マレーシア、カンボジア及びコンゴにおいて、国家、地域、地方、隆起及び都市のレベルにおいて 2017 年 5 月から 11 月の間に試行された。

## 枠組みはどのような構成になっている？

水ガバナンスに関する指標と枠組みは、36 項目の水ガバナンス指標（入力・処理）による「**信号システム**」と 100 項目をこえる水ガバナンスに関する質問からなる「**チェックリスト**」により構成されている。また、これを補完するものとして、短期、中期、長期における水ガバナンス・システムの将来の改善点を議論するための「**行動計画**」がある。

水ガバナンスに関する指標と枠組みは、ガバナンスのスケール（地域、流域、国家など）や、水の機能（水資源管理、水力発電を含む水供給サービス、水害リスクの軽減）を超えて適用することができるものである。水に関する共通課題へのガバナンスの対応は、経緯や場所にかなり依存するものであることから、報告、モニタリング、ベンチマーキングといったものよりも、しっかりした多様な利害関係者の参加によるアプローチに基づくものとなっている。



### 1. 信号

信号システムは、下記の事項を評価する。

- ✓ 実際の水ガバナンス・システムの枠組み**状況と実施レベル**
- ✓ 水ガバナンス・システムにおける時代による**想定される変化**
- ✓ 利害関係者の間において行われる**同意**のレベルの評価

### 水ガバナンス・パフォーマンスに関する最近の状況はどうなっているのか。

水ガバナンスのパフォーマンスに関するデータは5段階評価項目（「該当なし」という選択肢もある）によって集められる。指標を使って自己評価する者は、評価しようとする項目において、現時点での実施レベルに対応した信号機の色を選んで評価するものである。評価結果は、評価に即した色を含む円グラフを使うことによって視覚化される。

信号による評価					
ガバナンスがあり、機能している	ガバナンスがあり、部分的に実施されている	ガバナンスがあるが、実施されていない	枠組みを構築中である	ガバナンスがない	該当なし

- ・ ガバナンスがあり、機能している：調査におけるガバナンスの側面について、完璧であり、すべての側面において関連性を有し、特に主要な問題点が見受けられない。実際に機能している：調査におけるガバナンスの側面について、完璧であり、すべての側面において関連性を有し、特に主要な問題点が見受けられない。
- ・ ガバナンスがあり、部分的に実施されている：調査におけるガバナンスの側面についてガバナンスは実施されているが、実施のレベルは完璧ではない。おそらく枠組みを完成させるためのパーツが明らかに欠落しているのかもしれない。これには、不十分な予算確保の問題や権限の境界、縦割り主義的なプロセスなどいくつかの理由があると思われる。
- ・ ガバナンスがあるが、実施されていない：調査におけるガバナンスの側面においてガバナンスは存在するが、実際には実施されていない。例えば、活動が不活性であるか、あり得る展開における本当の役割を果たすための活動に関連した活動が極めて低い。
- ・ 枠組みを構築中である：調査におけるガバナンスの側面がないが、枠組みが構築されつつある。
- ・ ガバナンスがない：調査におけるガバナンスの側面が存在せず、改善に向けた計画や行動がない。
- ・ 該当なし：調査におけるガバナンスについて自己評価が行われる箇所において該当するものがない。

### 3年間の間に水ガバナンスのパフォーマンスに関して変化が想定されるか。




自己評価をする者は、ベースライン・シナリオに関連した評価と比較して、水ガバナンスの改善、後退またはしっかりした状況の観点から、来たるべき3年間のトレンドについて特定することが求められる。

想定される進捗（3年後）		
改善: ↗	維持: =	後退: ↘

### すべての利害関係者が評価に賛成しているか。

最後に、自己評価をする者は、議論で出された多用な意見を反映させるため、利害関係者間の合意形成のレベルを示すことが求められる。意思決定の合意のレベルは、視覚的に1個から3個までの水滴の粒の数によって示され、それぞれ、弱い、一定の、強いコンセンサスがあるということを表す。これは、複合的

な利害関係者のワークショップにより共有された多岐にわたる観点を考慮したものであり、議論を促すものである。

利害関係者との調整結果		
強いコンセンサス: 	一定のコンセンサス: 	弱いコンセンサス: 

## 2. 添付するチェックリスト

水ガバナンス指標に加え、自己評価は 12 の指針の実施に関する質問のチェックリストを含むものである。これは、それぞれの指針の実施における討論は、3 つの評価項目に限定され得ず、また、チェックリストにおいて大きな特徴となる多くの追加的なガバナンスの状況を反映する必要がある。評価を行う者は、「はい」、「いいえ」そして「改善中」または「適用なし」として答えることができる。それに加え、添付したチェックリストは、評価を照合するための情報の出所や参考文献となる。

## 3. 行動計画

行動計画は自己評価プロセスの最終段階である。行動計画は、それぞれの指針や対応する指標について、すでに実施されているもののほか、短期、中期及び長期計画として策定されたものを含む。この目的は、満足できる実施レベルに達していない水ガバナンス・システムの側面を改善するために、利害関係者がどのような共同作業が行われるべきか、ということ特定するためである。



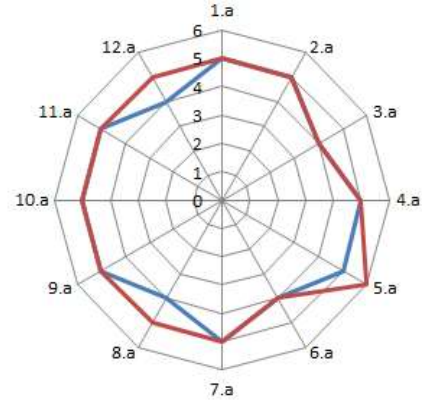


## 信号システムの可視化

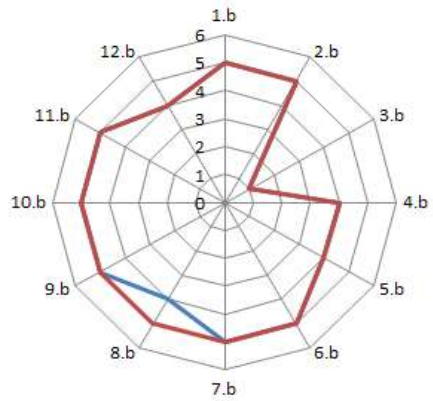
現状はどうなっているのか?

3年間で変化が想定されるか?

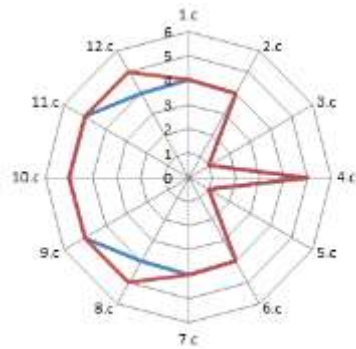
何を (政策の枠組み)



誰が (組織)



どのように (手段)



凡例:

ガバナンスがあり、機能している	ガバナンスがあり、部分的に実施されている	ガバナンスがあるが、実施されていない	枠組みを構築中である	ガバナンスがない	該当なし
-----------------	----------------------	--------------------	------------	----------	------

強いコンセンサス
 一定のコンセンサス
 弱いコンセンサス

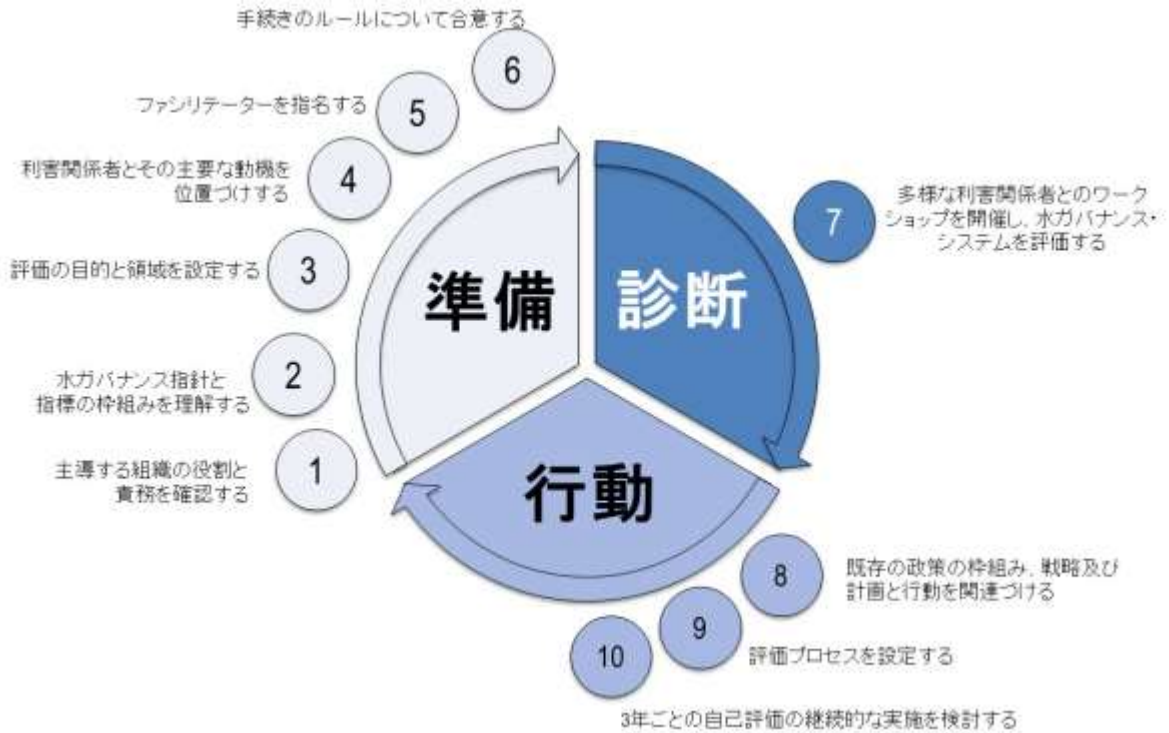
0) 該当なし; 1) ガバナンスがない; 2) 枠組みを構築中である; 3) ガバナンスがあるが、実施されていない; 4) ガバナンスがあり、部分的に実施されている; 5) ガバナンスがあり、機能している; 6) ベースラインの評価と比べ良く機能することが予想される

Current status (現状)
 Expected progress (3 years) (3年間の進捗)



## 10段階の評価方法

自己評価を実施する10のステップは3つの段階に分けられる：**準備・診断・行動**



**第1段階： 主導する組織の役割と責務を確認する。** 政策の改善において最大の影響を与えるためには、水ガバナンス評価を行う主導する組織は、水資源管理または水サービスに責任を持つ公共または政府組織であることが望ましい。これが不可能な場所では、主導組織はその他の公共、民間、NGOなどの組織で、公平で着実な評価をする手法を促すことに争いのない関心のある組織がこれになりかわりうる。実際には、主導する組織は、利害関係者を議論する場に招集し、全体的な評価過程までしっかり計画し運営する力を備えているべきである。さらには、評価を実施する知識と能力を高めるため、主導する組織は評価に基づく提案を促進し、物事を動かすべきである。また、主導する組織は、異なる利害関係者から透明でオープンに異なる利害関係者からの意見を集める手法と同様に、水政策、水プログラムや事業について監視・評価する経験を有することが望ましい。さらに、主導する組織は、評価を実施し多様な利害関係者とのワークショップを行うための人的・財政的な資源の必要性を考慮しなければならない。

**第2段階： 水ガバナンス指針と指標の枠組みを理解する。** 経済協力開発機構水ガバナンス指針は、多岐にわたる利害関係者による共有された責任において、水ガバナンスの実効性、効率性と包括的な水政策の立案と実施のための重要な水ガバナンスの状況を定義する。水ガバナンス指針をはっきりと理解することは、効果的な評価プロセスのための最初のステップである。このプロセスを促進するため、経済

協力開発機構水ガバナンス指針は、16の言語に翻訳され、インターネット上で入手できるようになっている。指標を用いた評価を主導しようとする組織は、水ガバナンス指針と、それにつづく指標に明るくしなければならぬ。いちど利害関係者が特定され評価プロセスに関わったら、水ガバナンスの基本コンセプトや定義、同様に可能性のある疑問や質問に対処するために、指針、指標、チェックリスト、ガイダンスや解説集といった評価のための利用可能な素材を入手する必要がある。さらに、利害関係者へは、水ガバナンス指針を理解する十分な時間を与えられなければならない。また、指標を主導しようとする組織や外部の助言者による必要な支援が提供されなければならない。

**第3段階： 評価の目的と領域を設定する。** 水ガバナンス・システムを国家、地域、流域または地方のレベルにおいて評価するきっかけとなるいくつかの目的が存在する。一般的に、自己評価は、既存の水組織、政策やガバナンスの手法といったものがうまく機能するかしないに関わらず、また、調整が必要な場面において、利害関係者間の対話をするためのツールである。とりわけ、自己評価は、利害関係者間の総体としての考えを集めることを促し、経験を共有するとともに政府機関と利害関係者にわたる非対称的な情報に対処し、水セクターにおける関係する利害関係者間での理解を促し、システムの評価や評価を下回ることについての啓発、既存の政策、組織や手法についての欠点を洗い出し、誰が何をどのようにするのかという点での批判的思考を促し、水に関する指導者たちの透明性や信頼性を高め、信頼性のレベルを高めることにつながるものである。また、評価の目的について正しく合意されることが重要である。それゆえに、主導する組織によって特定された目的と領域は、評価過程における関係する利害関係者との調整の後に補正されるものである。

**第4段階： 利害関係者とその主要な動機を位置づけする。** 自己評価は、政府レベルでは、関連する省庁や公共の機関、既存の又は将来的に現れるであろう異なる利害関係者のカテゴリー、上下水道事業者、経済環境規制部局、市民社会、科学者集団、学会、民間事業者やドナー機関、投資家などの主要なプレーヤーのような、いくつかの利害関係者の分類における最低数の代表者がそろわなければならない（図5参照）。政治的な意思は、評価の後に行動を起こすためのカギであることから、意思決定者はそのプロセスに組み込まれる必要がある。また、公開的での討論のためには、「常連」の枠をこえた、弱い立場の者の要望に影響を与える事業や政策過程のほか事業の結果により影響を受ける可能性のある「代表とならない、または、脆弱な利害関係者たち」のような、そのほかの者の声を聞くことが重要である。

**第5段階： 独立した信頼のおけるファシリテーターを指名する。** 水ガバナンス指針の自己評価全般を行うに際し、評価を主導する機関と連携して対応する独立した信頼のおけるファシリテーターを指名する必要がある。ファシリテーターとして、彼または彼女は、すべての利害関係者に情報が共有されることを確保しつつ、彼らの意見を言いやすくさせるよう、評価過程の中立性と関係者の参加を確保しなければならない。独立したファシリテーターは、自己評価の過程においては、自己満足するような行動をとらないようにしなければならない。さらに、ファシリテーターはまた助言者としてふるまうことが求められ、評価を行う前後を通じて、評価を主導する組織や利害関係者について、水ガバナンス指針と指標枠組みが明確に理解されるよう導くことが求められる。さらに、ファシリテーターは、公平で分け隔てなくあるべきであり、対話に参加

しているすべての利害関係者により、正統性のある、また、信頼のおける存在として認知されるべき存在でなければならない。

**第6段階： 手続きのルールについて合意する。** 水ガバナンス指針を主導する組織は、水ガバナンスを改善するため、情報や意見を共有し、データを集め、また、可能性のある方法を特定するための、半日または1日にわたるシリーズもののワークショップを行う必要がある。ワークショップでは、あらゆる種類の利害関係者からの観点を集めることを目的としなければならない。利害関係者は、たとえば、ある利害関係者は他の利害関係者とくらべて声大きいなどのように、参加のレベルと同様に、その背景、経験や関心からして多岐にわたるものとなる。モデレーターは、利害関係者の個人の意見や評価、まとまった意見のほか、集まった意見などに対する異議について、議論の場で通りやすくさせるような、バランスのとれた利害関係者の議論への参加を確保しなければならない。

**第7段階： 多様な利害関係者の参加するワークショップを開催し、水ガバナンス・システムを信号システムとチェックリストを用いて評価し、行動計画を立案する。** ワorkshopは、利害関係者がそれぞれ直面した意見を共有するとともに、比較することができる、また、将来の活動についての合意を得るためのプラットフォームである。現在の、また、将来の課題についての水ガバナンス・システムについて掘り下げた評価を行うためには3回のワークショップ行うことが求められる。ワークショップは、水ガバナンス指針のある程度のまとまりごとに、また、指標枠組みの構成要素ごとのように、利害関係者の要望に基づき開催されるものである。次のワークショップとの間に、利害関係者の参画する機会の状況により、利害関係者のためにさらなるインプットを行うため、また、評価や必要な活動のための合意形成をするために、追加的な会合を行う必要がある可能性がある。ワークショップでは、水ガバナンス指針評価において、それぞれの水ガバナンス指針に関する「信号機」とチェックリストを考慮しなければならない。また、ワークショップでの実施では、利害関係者からの要望に応じ、すべての水ガバナンス指針を網羅し、または、主要事項として選択された指針を網羅するものである。それぞれのワークショップでは、1) 水ガバナンス指針と枠組みを紹介する時間を確保すること、2) ワorkshopに先立って時間的余裕を持って、共有された資料と信号機とチェックリストへの回答に基づき議論がなされること、3) いかなる誤解をも特定するとともに、あるガバナンスの側面における実施レベルと将来のための優先行動における意見の大きな相違の理由について理解するとともに4) 行動計画における将来的な関心事項について報告する。

**第8段階： 既存の政策の枠組み、戦略及び計画と行動を関連づける。** 行動計画は、指針に基づく活動を実施するためのタイムラインを作りだすため、また、行動を起こすために必要な具体的な意味（人的、技術的及び財務的資源）を特定するために役立つ開始点である。これはまた、改善された水ガバナンスについて協働するための、官民、そして非営利組織などの間の共有された責務について明らかにする手法でもある。行動は、新しい手法を既存の政策枠組み、戦略と計画に関連したものでなければならない。

**第9段階： 長期にわたる進捗状況を把握するための評価プロセスを設定し、対話を継続する** 利害関係者との間の生きた対話を続けることは、水ガバナンス指針に基づく行動を強力に実施する

段階においては極めて重要である。可能であれば、主導する組織は、利害関係者につき明確化された目的について継続的に従事し進捗を追跡するための将来的な機会を提供しなければならない。信頼プロセスは、このことを支援するものとして構築されなければならない。また、利害関係者からのインプットが重視され、かつ、これに対して対応されるよう検証しなければならない。

**第10段階： 3年ごとに自己評価を継続的に実施することを検討する。** 信号機と行動計画を通じて、自己評価は、将来を見据えるものであり、想定される変化を特定することを目的とする。同時に、2次評価との比較、想定されていた変化が現実味を帯びる場合に3年後に起こる事象の実証に対する基準値となる。3年というのは、ガバナンス・システムにおける変化が実際に起こる可能性のある最低限度のタイムラグを意味する。そもそも、質の高い評価の観点であるためには、利害関係者による反対の意思表示は、3年後には変化しているかもしれないし、変化への連携した動きや基準値となる行動への挑戦になるかもしれないという懸念事項もある。

# 水ガバナンス指針ごとの自己評価ツールキット

## 水ガバナンス指針 1 : 明確な役割と責務

水に関する政策立案、政策実施、政策の運用管理と規制に関する役割と責任を明確に割り当て、区分し、これらの担当当局間の調整を促進する。そのため、法的、制度的枠組みは、

- 水に関するすべてのレベルの政府と水関連組織にわたる役割と責任の分担を特定すべきである
  - － 政策立案、特に優先事項の特定と戦略的計画
  - － 政策実行、特に財政及び予算、データと情報、利害関係者の参画、能力開発と評価
  - － 運用管理、特にサービス供給、インフラ運用と投資、また、
  - － 法規とその実施、特に、料金設定、基準、認可、モニタリングと監理、財務管理と監査、紛争管理
- すべてのレベルの政府にわたる効果的な調整を通じて、ギャップ、重複や利害の対立を特定して対応することを支援すべきである。

### 水ガバナンス指標指針 1



何を

・水に関する法の有無と執行のレベル

#### 説明

この指標は、国の制度の特徴(単一政府または連邦政府)に応じて国レベルまたは地方レベルにある水法の存在と実施レベルを評価するためのものである。水法は、政策決定のための水関連の役割と責任を明確に割り当て、(特に、優先順位設定と戦略計画において) 区別するべきである。



誰が

・政策決定において水関連で中核の責務を担う省庁、実務官庁、中央政府の組織の存在と機能

#### 説明

この指標は、水関連の政策目標と戦略の設定と提供を担当する機関の存在と機能を評価するためのものである。これらは、自己評価の規模と国の制度の特徴(単一政府または連邦政府)に応じて、国家レベルまたは地方レベルで行うことができる。



どのように

・ギャップを診断して必要時に調整するためにある、役割と責務を評価するメカニズムの存在と実施

#### 説明

この指標は、水管理の分野の特定において、制度や役割が不明確で目的が一貫していない、或いは矛盾していたり、実施不十分な地域や責務の重複の特定に役立つメカニズムの存在と実施レベルを評価するためのものである。メカニズムの存在と実施については、分析レポートや規制の影響の評価、利害関係者との協議という形をとることができる。

### 指針 1 チェックリスト

- 目標、義務そして必要とされるリソースを示した専門の水政策は存在するか。

このような政策は、水ガバナンスの評価がなされる規模やその国の憲法に基づく組織次第であるが、国家、または、地方レベルのものがありうる。

- ◆ 適用できる拘束力のある、または、拘束力のない国際的または国家を超えた枠組みや規制は、国家（または地方）レベルに置き換えられているか。
- ◆ 地方レベルの公共事業体において、水政策の設計と実施のための相互依存的に運営する横の連携についてのメカニズムが存在するか。

例として、中央・地方政府からの財務、財政的またはそのほかのインセンティブと同様に、地方相互間または都市間の連携、紛争解決のための特定のメカニズム、協調融資、都市または地方給水区、プロジェクトに関連した非公式な協力と同様に、地方または都市の間の協働がこれに含まれる。

- ◆ 政策調整、相補性、そして中央と地方政府の協力関係を促進する上位下達の調整メカニズムやインセンティブは存在するか。

例として、政府のレベルにわたる協定、主要な水に関する責務を負った調整機関や調整人、中央と地方における水に関する関係者の間の分野ごとの協議会、調整機関や調整委員会、共有されたデータベースや情報システム、財政移転またはインセンティブ、そして政府のレベルをまたいだ対話を促す組織やツールがこれに含まれる。

## 水ガバナンス指針 2 : 流域における適切な規模

地域の状況を反映させるため、総合的流域ガバナンス・システムにおける適切な規模で水を管理し、異なる規模の間での調整を促進する。

そのため、水管理の実務やツールは、

- リスク回避及び統合水資源管理を通じて、水資源を最大限に活用するという視点で、環境、経済、社会の長期的な目的に対応すべきである
- 上水の確保と供給から下水の排水と流水への還元までの健全な水文学的サイクル・マネジメント（水循環）を促進すべきである
- 国家政策と地方の状況に即した効果的な流域管理計画を通じて、明確で一貫した権限に基づく適応性のある緩和・適応戦略、行動計画と手段を促進すべきである
- 水資源管理のための利害関係者及び政府の各レベルの間の多層的な協力を促進すべきである
- 国境をまたぐ水資源の利用における辺縁の協力を強化すべきである。



## 水ガバナンス指標指針 2



### 指針 2 チェックリスト

- ◆流域を基盤とする組織は、その存在するところにおいて、その機能を発揮するための、適切なレベルの権限、職員そして予算を有しているか。
- ◆「多すぎる水・少なすぎる水・汚すぎる水」について、流域単位において実際に管理する政策や経済的な手段はあるか。  
例として、河川流域計画、水課金、水に関する権利、災害への早期警戒システム、水資源専用のファンド、モデルや意思決定システム、情報システム、リサーチ、技術開発や技術革新、検査がこれに含まれる
- ◆国境をまたぐ河川、湖沼や地下水盆において、関係国の間での調整を行うメカニズムやインセンティブは存在するか。  
例として、専らこのことを扱う委員会、協同流域計画、協同の情報やモニタリングシステム、相互協力プログラム、協同研修と協同技術革新、早期警戒・警報手続き、住民参加フォーラム、協調融資や協同した費用回収、紛争解決メカニズムが含まれる
- ◆たとえば大都市圏の水資源管理のため、領域や流域の規模を結びつける調整メカニズムは存在するか。  
例として、多様な分野の都市部局、水または関連した水サービスのための多用な分野、または、まとまった事業体、地方と都市のパートナーシップ、河川や地下水盆、それらの間での協定が含まれる

## 水ガバナンス指針 3 : 政策の一貫性

効果的な分野横断、調整を通じた政策の一貫性を、特に、水と環境、健康、エネルギー、農業、産業、空間計画や土地利用の間において促進する。それらのためには:

- 省庁、公的機関及び政府の各レベルにわたる分野横断計画等の一貫した政策を助長する調整メカニズムの促進
- リスク回避や、水利用可能性、水質と需要（農業、林業、鉱業、エネルギー、漁業、交通、レクリエーションと舟運など）に影響する政策を考慮した水資源の利用、保全と浄化の協調的なマネジメントの促進
- モニタリング、報告とレビューを用いた、水セクター内外における実務、政策及び規制による政策一貫性の障壁の特定、評価及び対応
- 分野毎の戦略間の対立の緩和のためのインセンティブや規制の提供、これらの戦略の水管理のニーズへの関連付け、地方のガバナンスと規範に適合する解決の発見。

### 水ガバナンス指標指針 3



### 指針 3 チェックリスト

- 持続可能な開発目標を考慮し経済成長のけん引役としての水管理のための特化した政策やハイレベルな政治的サポートは

存在するか。

◆灌漑、産業（エネルギーを含む）や家庭用の水需要についてのデータや見通しが入手可能で、それらは、現在と将来の水利用を扱い比較することにより意思決定を導いているか。

◆水管理の意思決定において、エネルギー分配や空間開発、農業や環境といった分野でなされている影響の分布の評価は存在するか。

◆水に関連した一貫した政策がないこと、または未整備による費用は評価され、または、それらについて意思決定者が入手することができるか。

社会、経済、環境、財務に関する費用、または、人的災害による大きなリスクに関連したものなど

◆一貫した政策や優遇政策からの利益は評価され、意思決定者や主要な利害関係者に示されているか。

例として、非対称な情報の削減、財源の最適な活用、対立したインセンティブの削減または除去、ユーザー間の平等、よりよい防災対応などが含まれる

◆ほかの分野で行われているような決定を確かにする規定や枠組み手段は、賢い水使いに資するものとなっているか

水関連の障害を考慮した都市開発プロジェクトの場合での水テストが含まれる

◆地方や国家レベルでの水平的な調整メカニズムが存在するか。

例として、分野をまたいだグループや会議、分野をまたいだ政策評価、財政上のインセンティブや状況、地方レベルにおける省庁連携の活動や分野横断的なリサーチ・プログラムなどが含まれる

◆水関連政策の分野をまたぐトレードオフをするための紛争調停・解決メカニズムが存在するか。

例として、トップダウンまたは指揮統制メカニズム（水裁判所、法律、規制）とボトムアップ・イニシアチブ（公聴、協働的な解決を促す利害関係者グループや利水者組織など）が含まれる

## 水ガバナンス指針 4 : 実行能力

遭遇するであろう複雑な水問題への対処や任務の遂行に必要な適格性について、担当当局の能力レベルを適合させる。

- 統合水資源管理、特に、計画立案、ルール作り、プロジェクト管理、財務、予算管理データ収集とモニタリング、リスクマネジメントと評価を実施するための能力のギャップの特定とそれへの対処
- 水ガバナンス・システムにおける技術的、財政的、組織的な能力のレベルを、課題とニーズの性質に整合させる
- 必要に応じて、能力の発揮を踏まえた、適応性があり発展していく権限の割り当ての促進
- 成果主義、透明性の高い手続きを用いて、政治サイクルと無関係や公務員と水の専門家の雇用の促進
- 水関連組織や利害関係者の能力の強化、協働、知識共有を促進するための水の専門家の教育と研修の促進。

## 水ガバナンス指標指針4



### 指針4 チェックリスト

- ◆ 公共部門において、水に関するキャリアを経験するための機会をつくるインセンティブはあるか。
- ◆ すべてのレベルにおいて官庁をこえた能力強化のためのガイドラインや基準は存在するか。
- ◆ 河川流域機関をこえた同業者同士の対話を行うプラットフォームは存在するか。
- ◆ 国家レベルにおいて水道事業者や河川流域機関のネットワークは存在するか。
- ◆ 組織強化やソフト面での能力は技術支援プログラムに含まれているか。
- ◆ 先進国と途上国、途上国間どうし、または先進国間での経験の習得や能力強化、知識の移転を促進するための分散化した連携メカニズムは存在するか。

## 水ガバナンス指針5：データと情報

一貫性があり、比較可能で、政策に関連した水と水関連のデータや情報を作成、更新、適時共有するとともに、水政策を指導、評価、改善するために以下の手法を用いて活用する。

- 費用対効果が高く持続可能な生産、高品質の水の共有方法、水関連データの情報の必要性の特定、たとえば、水資源の状況、資金、環境のニーズ、社会経済の特徴と組織の位置づけ
- 組織間、水関連データ作成機関の間、データ作成者と利用者間、政府の各レベル間の効率的な調整と経験の共有の助長
- 水情報システムの設計とその実施における利害関係者の参画の促進、また、そのような情報が、透明性、信頼性と比較可能性（例えば、データバンク、報告、地図、図表、観測所）の促進のためにいかに情報が共有されるべきかというガイダンスの提供
- 流域規模における調和された一貫性のある相互の信頼、相互利益と同等性の醸成
- データなどの重複の有無のほか相乗効果を確認し、不要なデータの過負荷を監視するためのデータ収集、データの利用と共有、普及の再評価。

### 水ガバナンス指標指針5



### 水ガバナンス指針5チェックリスト

- 水と公衆衛生サービスに関する下記のデータは入手可能であるか。

- －サービスの範囲
  - －水サービスの費用（配水・水供給：下水の集水と処理：人材と装備に関連した記録の確認）
  - －利水者の収入と関連した費用回収と代金、購入する電力費用
  - －資産についての知識、持続可能な操作、維持管理と再生のためのインフラプログラムのメンテナンス
  - －規定された基準に対する上水と下水の水質管理
- ◆水サービスの主要データについて公に入手でき、また、利用者に明確に伝えられているか。
- ◆ 水供給と公衆衛生情報システムは、関連性のあるガバナンスの規模をこえて、関連する組織や責任のある省庁をこえて**調和され、統合化され、標準化され、また、調整されているか。**
  - ◆ 下記に記載する**統合水資源管理に関する情報**は入手できるか。
    - － 水文地質学的データを含んだ資源の質・量に関する状況
    - － 水利用に関する利水者規制や権限付与
    - － セクター（上水、エネルギー、農業及び産業）による水利用と消費
    - － 汚染源、規制、汚染排出に関する許可や測定の高いパラメーター
    - － 表流水と地下水源の水文学的な結びつき
    - － 集金された水料金、付与された交付金と事業体の支出額
- ◆主要な水資源データは公に入手が可能で、利水者へも明確に伝えられているか。
- ◆ 統合水資源管理に関する水情報システムは、関係するガバナンスの規模をこえて、関係する省庁や権限のある機関をこえて**調和され、統合され、標準化され調整されているか。**
- ◆**リスク管理**に関する下記のデータは入手可能であるか。
- － 気候変動や生命や財産の危険性、洪水・濁水・突発的な汚染のリスクを考慮した予測/シナリオ
  - － 降水量データを含む気象データ
  - － 水関連災害の歴史的データ
  - － 脆弱性のデータ（人や財産）/リスクの公表
- ◆水リスク管理に関するデータは公に入手でき、また、市民へ明確に伝えられているか。
- ◆水リスク管理における情報システムは、関係するガバナンスの規模をこえて、関係する省庁や権限のある機関をこえて**調和され、統合され、標準化され調整されているか。**
- ◆**リアルタイムデータ**は存在し、それらは意思決定に導いているか。
- ◆省庁のレベル、公共部門、民間部門そして非営利の利害関係者をこえて責任を分担するにあたり、水関連のデータや情報を生み出した開示する**ボトムアップのメカニズム**は存在するか。
  - ◆データを供給する者と使う者との間で**対話を行うためのプラットフォーム**は存在するか。
  - ◆主要なデータ供給を行う者とそれ以外の者との間での**連携のためのインセンティブ**やフォームはあるか。
  - ◆経験と知識を共有するための**インターネット上のプラットフォーム/ツール/合意**は存在するか。
  - ◆**水関連のデータと情報**について、革新的な方法により、それらの情報を生み出し、開示し、使用する**インセンティブ**はあるか。

例として、大きい/スマート/携行できるデータ、デジタル地図、リアルタイムでのセンサーモニタリング

## 水ガバナンス指針 6：資金・財源

水財源の動員と財源の配分が効率的に透明性をもって適時に配分されるよう、ガバナンス・アレンジメントが資することを下記により担保する。:

- 例えば汚染者負担の原則や利水者負担の原則、環境サービスへの費用負担などの原則の構築を通じて、政府の各レベルにわたる水関連機関がその権限にみあった必要な収入を得ることを支援するガバナンス・アレンジメントの促進
- 短期、中期、長期にわたる投資と運用の必要性を評価し、それらの財源の利用可能性と持続可能性の確保に資するためのセクター再評価と戦略的財政計画の実施
- 水関連の行動やインフラ投資を含む偶発責任の明確な把握のため、予算と会計の健全で透明性の高い実務の採用、複数年にわたる戦略計画について政府の毎年の予算配分や中期的な優先事項との整合
- 効率的で透明性のある水関連の公的な基金の配分（例えば、公共契約、スコアカードや監査を通じて）を促すメカニズムの適用
- 信託及び財政のセーフガードの維持に加え、公共支出に関連する費用な行政的負担の最小化

### 水ガバナンス指標指針 6

何を

6a

●水組織が必要な分の料金を徴収し、円滑に運営されることを助けるガバナンスの仕組みの存在と実施レベルの評価

説明  
この指標は、ガバナンスの仕組みの存在と実施レベルを評価するものである。この仕組みは、水組織が必要な分の料金を徴収できるための主要原則(汚染者負担原則、受益者負担の原則、利息)に基づいており、環境改善事業への支払いと同様である。

誰が

6b

●水料金を徴収しそれらを適宜配給する専門の組織の存在と機能

説明  
この指標は、水料金を徴収し適宜配給する水管理組織の拡大を評価するものである。

どのように

6c

●短期、中期、長期 投資と運用のニーズの評価し、資金の可用性と持続性を確保するメカニズムの存在と実施レベル

説明  
この指標は、組織構造と機能の面から水事業を円滑に管理すべく、投資ニーズと寄付金のギャップを同一化するメカニズムの存在と実施レベルを評価するものである。  
例としては、事前又は事後評価、部門別レビュー、優良事例、予報と見直し、多年次の予算と計画等である。

## 水ガバナンス指針6 チェックリスト

- ◆ 運営費用を賄う費用、また、エコシステム・サービスを保護するための長期間にわたる資産の再開発のための費用をカバーするための十分な**財政的収入**（税、料金制度、資金転送）があるか。
- ◆ 料金表、取水または汚染料金、地下水税などの経済的手法を設定し監理する国家または地方レベルでの、**標準化・調整されたガイドンス**は存在するか。
- ◆ 水利用の効率性や収入を集めることを促すための**料金徴収制度**が整っているか。
- ◆ 水質管理や料金を集めることを促すための**汚染料金制度**が整っているか。
- ◆ **環境サービスへの支出**のためのスキームやインセンティブは存在するか。
- ◆ 水関連災害が発生した際に備えて柔軟でかつ**連携したメカニズム**は存在するか。
- ◆ 短期、中期及び長期の投資需要を評価し、また、政策の継続性を支援する**複数年度の年次戦略計画**は存在するか。
- ◆ **投資計画や投資プログラム**は存在するか。また、それらは意思決定を導いているか。
- ◆ 政府のすべてのレベルにおいて定期用される**明確な予算の透明性原則や規則**は存在するか。
- ◆ 水関連の収入を徴収し、支出するにあたって、不要な**運営管理上の業務**を最小化する手段はあるか。
- ◆ 水関連の支出に関して**報告メカニズム**や財務管理に関する監査制度は存在するか。
- ◆ **水関連の収入の分配**について、効果的にかつ透明性の高い分配を促すメカニズムやインセンティブは存在するか。

例えば、社会契約、スコアカード、費用便益分析などが含まれる

## 水ガバナンス指針7： 規制枠組

健全な水管理の帰省枠組みが効果的に実施され、公益が追及されることを下記の項目により確保する：

- 水政策の成果を達成するルール、基準及びガイドラインを定めるような包括的で一貫性があり、予測可能な法的、制度的な枠組みの確保、統合的な長期計画の立案の促進
- 主要な規制の機能が、公的機関、専門の機関や政府の各レベルにわたるとともに、監督当局に必要な財源が付与されることの確保
- ルール、制度及びプロセスについて、調整され、透明性が確保され、かつ、差別的でなく参加的で理解されやすく、また、実行がされやすい状況の確保
- 規制プロセスの質の向上を図り、その結果が適切に、かつ、一般的に入手できるようにする法規ツール（評価及び協議メカニズム）の利用促進
- 費用対効果の高い方法でのコンプライアンスと規制目的の達成を促すとともに、明確で透明性があり、バランスのとれた実行ルール、手順、インセンティブ及びツール（勸奨と罰則を含む）の設定
- 選択の範囲が適切であることを踏まえて、司法判断への差別的でないアクセスを通じて、効果的な救済策が申し立てられることの確保。



## 水ガバナンス指標指針7



## 水ガバナンス指針7 チェックリスト

- ◆既存の国際標準や規範を考慮した秩序正しい条件は存在するか。
- ◆水資源管理、水サービスと防災について、責務を果たし責任のある専門の省庁や組織、能力（例：省内）は存在するか。
- ◆法律や国際的な規則により、組織の権能や権限が明確に記載された規制機関が存在するか。
- ◆関連する規制・監督庁はそれらの権能に従って財源は確保されているか。専門の規制庁については、財政的に独立しているか。
- ◆規制庁は、法的にも拘束のある意思決定をするか。
- ◆ 規制枠組みについて、組織的に、規制実績や効率性、ギャップや重複について評価するメカニズムが実際に存在するか。  
例えば、規制がない、またはギャップがある、統一的でない、または、矛盾した目的、実効性の欠如や執行力の限界、権限の重複や二重化、規制の不整合性や不継続性など、がある
- ◆水関係の法規制については、規制に関する影響評価に従っているか。
- ◆ 規制庁や監査機関のガバナンスやパフォーマンスに関する審査はあるか。
- ◆ 水に関する特別な査察人（例：水警察）やその他の特別な実施手段が実際に存在するか。
- ◆ 水に係る省庁の間や機関の間を調整する手段は存在するか。
- ◆ 情報の開示のための必須条件や規制についての決定のために使われるインプットは存在するか。
- ◆規制についての決定は撤回されうるものであるか。
- ◆水に特化し、または、特化しなくても、水関連の紛争を解決するメカニズムは存在するか。
- ◆自己規制メカニズムがある場合、それらは通常的能力評価の目的となっているか。

## 水ガバナンス指針 8 : 革新的なガバナンス

担当当局、政府の各レベル及び利害関係者間での革新的な水ガバナンスの実践の採用と実施を促進する。

- 水ガバナンスについて、実験や試験的な取り組みを促進し、成功と失敗から得られた教訓を引き出しながら、再現可能な実践にスケールアップする。
- 例えば、プラットフォームのネットワーク化、ソーシャル・メディア、情報通信技術や使いやすいインターフェース（デジタルマップ、ビッグデータ、スマートデータやオープンデータなど）などを通じた対話と合意形成を促すための社会学習の促進
- 協力、資源や能力の集約、セクター間での相乗効果を構築し効果的な利益を求めるための革新的な方策の促進、特に、都市の水ガバナンス、地方自治体間の協働、都市と農村のパートナーシップ、実績主義の契約を通じた方策
- よりよい水ガバナンスに資して、科学的発見と水ガバナンスの実務の相違を埋めるための強力な科学と政策との調和の促進

### 水ガバナンス指針 8



何を

● 水管理実務とプロセスにおける**規制枠組みと新制度を養う動機付け**の存在と実施レベル

#### 説明

この指標は、生産面で水分野のイノベーションや組織上且つ契約上の計画、またガバナンスのプロセスを養う政策とインセンティブ規制の存在と実施レベルを評価するものである。

例としては、大規模な改革やプロセスを一般化する前に、実践や指導を動機として教訓を見出し、経験を共有できる骨組み（つまり革新的な資金調達や代替水源の使用に対するインセンティブなど）が挙げられる。



誰が

● **ボトムアップ・イニシアチブを推奨する制度や、異なるレベルでの水管理と同様の対話と社会的学習の存在と機能**

#### 説明

この指標は、水ガバナンスの実践における新たなニーズに合ったイノベーションを推進する制度の存在と機能を評価するものである。それらは政府と利害関係者間の協力や、資源の貯蓄、水ガバナンスの革新を高める方法の推進を担うことになり得る。



どのように

● 科学、政策、実践の橋渡しをするための**知識や経験を共有するメカニズム**の存在と実施レベル

#### 説明

この指標は、科学と政策の境界面（たとえば多様な利害関係者との共同プロセスや科学的根拠に基づく意志決定プロセス、インタラクティブマップやシミュレーションモデルなど）における知識と経験を共有する手段の存在と実施レベルを評価するものである。

### 水ガバナンス指針 8 チェックリスト

- ◆ 革新（融資、フィードバックの共有、評価、インセンティブ付け）を促すいかなる**公共事業体や認証された組織**は存在するか。
- ◆ 下記の項目に関する革新的な**ツールやプロセス**は存在するか。

- 能力開発
- 意識啓発
- 利害関係者の関与
- 情報共有
- 組織内と組織をまたいだ関係者の関与

- ◆ 水管理におけるよい公の行動へ導く**情報やコミュニケーション技術**は使われているか。また、それはどのように使われているか。
- ◆ 革新を妨げるような規制や基準と同様、技術・否技術革新、革新のための費用と便益のための、パフォーマンスと可能性の状況について評価する**レビュー**は存在するか。
- ◆ 水政策やガバナンスにおける失敗事例としての教訓を示した、また、良好事例や成功事例を分類しスケールアップするような**プラットフォーム**は存在するか。
- ◆ 領域や利水者をまたいだ革新的な**協調メカニズム**は存在するか。

例えば、大都市のガバナンス、内部相互協力、都市と地方のパートナーシップ、実績主義の契約が含まれる

## 水ガバナンス指針 9： 規範と透明性

意思決定における更なる説明責任と信頼のため、水政策、水関係機関及び水ガバナンス枠組みにわたる規範と透明性のある実践を主流化する。

- 意思決定者都利害関係者に説明責任を持たせるような、法的、制度的枠組みの促進、例えば、情報への権利、水関連の問題や法の執行の促進を調査する独立した組織
- 国家や地方の状況の中での規範や透明性に関する基準、実行の法体系及び検証とそれらの実施の監視の促進
- 透明性のある水政策の立案と実施のための明確な説明責任とコントロールメカニズムの確立
- 全ての水関連組織の公共調達等において現存する、又は、潜在的な汚職の原因やリスクの定期的な分析とマッピング
- 様々な利害関係者の関与や、水の規範と透明性のギャップを特定し対応するための専門ツールと行動計画の採用（例えば、規範の監視／協定、リスク分析、社会的の証言）

## 水ガバナンス指標原則 9



### ガバナンス指針 9 チェックリスト

- ◆ 専門の公共又は民間の事業体に、水供給や公衆衛生サービスの展開、水資源管理や防災についての役割や責務があるとき、監督する組織と実施主体との間での**契約上の同意**は存在するか。
  - ◆ 透明性や規範性に関連する**国際的な条約や決議や枠組み**は国家レベルでの法に反映されているか。
  - ◆ **腐敗防止のための制度的な計画、行動規範**や処置または規範的な検証は存在するか。
  - ◆ 実施、法規及び**司法権限**は明確に**区分化**されているか。
  - ◆ 法制度または組織制度において**内部告発者保護**のための条項は存在するか。**内部告発者政策**はすべての水セクターの組織に組み込まれているか。
  - ◆ 水セクター(例: 知識や情報の操作、賄賂、強要)における**腐敗リスク**と実際の腐敗についてつきとめられているか。
  - ◆ 水セクターにおいて**予算の透明性**を追跡する評価ツールが存在するか。
- 例えば、国際予算パートナーシップの公開予算指標
- ◆ 水に関するお金の流れの**追跡調査**を確保する水会計は区分されているか。
  - ◆ 縁故主義と収賄、規則と規制からの回避、政治的確保、詐欺、非倫理的な行いとこれらに関連した卑劣な不正行為や会計操作を含む、よろしくない組織運営について、報告を追跡する**評価ツール**は存在するか。

例えば、卑劣な不正行為、不法なつながり、悪意のある計測と料金請求など

◆ 水セクターにおいて**透明性、信頼性及び参加可能性**を追跡するメカニズムやツールは存在するか。

例えば、サービス提供者のパフォーマンスの再評価、水関係の公共支出報告、腐敗防止実行企業報告計画などが含まれる

◆ **経済、社会及び環境コスト**を評価するメカニズムは存在するか。

例えば、規範性検査、規範性リスク評価、メディアによる独立した調査が含まれる

◆ 腐敗や違法行為の**推進力**に関するプロセスやプラットフォームは存在するか。

◆ 資産、収入及び利息についての**定期的な財務開示のための必要条件**は存在するか。

◆ **反贈収賄を監理する制度**は実施されているか。

例えば、ISO 37001

## 水ガバナンス指針 10： 利害関係者の参画

水政策の立案と実施に見識と成果主義で貢献するため、利害関係者の参画を以下により促進する。

- 責務、主な動機、関心とともに、結果に関連し水関連の意思決定の影響を受けるであろう公共、民間及び非営利関係者の位置づけ
- 社会的弱者（若者、貧困者、女性、先住民、生活水利用者）、新規参入者（不動産開発事業者、機関投資家）及びその他の水に関連する利害関係者や組織への特別配慮
- 意思決定乱や利害関係者からのインプットの想定される用途の明確化、また、専門家と専門家以外の間の意見と同様に、多数派や声高な部門の力のアンバランスとリスクの緩和
- 必要に応じ、適時信頼できる情報や利害関係者の能力向上の促進
- 学習、調整、改善のための利害関係者の参画の過程と成果を適宜評価、例えば、参画プロセスの費用便益評価
- 地域の状況、ニーズや能力を考慮して利害関係者の参画を促すための法的、制度的枠組み、組織体制及び当局間の連携促進
- 利害関係者の参画のタイプや参画の程度の需要に応じたカスタマイズ、また、変化する状況に応じたプロセスの柔軟な維持

### 水ガバナンス指標指針 10



### ガバナンス指針 10 チェックリスト

- 利害関係者の参画のためのオフィス条約や他の法的制度的枠組みは採用されているか。

- ◆利害関係者の把握は、結果に関して関係を持つ者であり、または、影響を受ける可能性のあるすべての者を**確認**するために実施されているか。
- ◆**意思決定の根本的な道筋**、利害関係者の参画の**目的**と、期待された**インプットの利用**について明確に定義されているか。
- ◆全体として利害関係者の参画**コスト**や**障壁**を評価するメカニズムまたは定期的な評価は存在するか
- ◆結果重視としての利害関係者の関与のための**必要な情報**は**共有**されているか。
- ◆関与の形式やレベルは**カスタマイズ**され、関与のプロセスは状況の変化に対応して**フレキシブル**になっているか。
- ◆公共、民間、非営利セクターや異なる分野のユーザーを含む国家レベルでの**多様な利害関係者の調整プラットフォーム**は存在するか。
- ◆**意思決定**において**科学**の分野を参画させるメカニズムが実際に存在するか。
- ◆利害関係者を参画させる**公式・非公式**のメカニズムは存在するか。
- ◆水管理のすべての側面に関し、一般社会を含む関連性のある利害関係者のための調整された**コミュニケーション戦略**は存在するか。

## 水ガバナンス指針 11：利水者、農村と都市、世代間をまたいだトレードオフ

利水者、農村と都市、世代間をまたいだトレードオフの調整に資する水ガバナンスの枠組みを下記により促進する。:

- とりわけ脆弱なグループや遠隔地に住む人々の間での意思決定が差別的にならないような参加の促進
- 高品質の水サービスと水資源にアクセスする障壁を特定し対処するための地方政府や利水者の強化、また、水関連組織と空間設計者との間のさらなるパートナーシップ等を含む農村と都市の協力促進
- 意識啓発や、誰が何のために費用負担すべきかというコンセンサスを得るため、また、現在や将来の入手容易性や持続可能性に貢献するため、多すぎる水、少なすぎる水、また、汚染されすぎている水ということに関連したリスクとコストに関する公共討論の促進
- 意思決定を導くため、市民、利水者及び場所に関する水関連政策の分配結果を、証拠に基づき評価することの推奨

### 水ガバナンス指標指針 1 1



### ガバナンス指針 11 チェックリスト

- ◆ 水不足や緊急の事態の場合において利水者間において優先順位付けをする規則または枠組みは存在するか。
- ◆ 先住民のコミュニティ、避難民、出稼ぎ労働者やホームレスなどの経済的脆弱性のあるグループによる水サービスへのアクセスを特定するための**明確な対策**は実際に存在しているか。
- ◆ 水管理において、**地方と都市の関連**について明確に特定され対処されているか。
- ◆ 脆弱性のある利水者の部門のための**社会福祉料金**や**その他の対処**は存在するか。



- ◆信頼できる経済分析や専門の調査を通じて、利水者が**料金を支払う能力や支払う意識**が評価されているか。
- ◆水資源やサービスを評価する際における、利水者間または地理、社会的分断をまたいだ対立する目標の場合、**意思決定を支援する分析**が実施されているか。（例えば、複数の基準による決定分析、費用便益分析）

## 水ガバナンス指針 1 2 : モニタリングと評価

水政策とガバナンスの定期的なモニタリングと評価の適切な促進、必要に応じて、結果を国民と共有し調整する。

- モニタリングや評価のため、十分な能力、適度な独立性、資金、必要な手段を有する専門組織の促進
- 意思決定を効果的に導くための信頼できるモニタリングと報告メカニズムの開発
- 水政策が意図された結果をどの程度満たしたか、また、水ガバナンスが目的によっているかの評価
- 適時かつ透明性のある評価結果の共有の促進、新しい情報が有効になる戦略の適用

### 水ガバナンス指標指針 1 2



### ガバナンス指針 1 2 チェックリスト

- ◆評価とモニタリングを行う**正式な前提条件**は存在するか。
- ◆合意された**主要なパフォーマンス指標**は存在するか。
- ◆モニタリングと報告メカニズムは存在するか。

例えば、協働したセクターの審査、調査/投票、ベンチマーキング、評価報告書、特別事後財務分析、規制ツール、国家監視、議会協議などが含まれる

- ◆市民社会のモニタリングのための**条件やインセンティブ**は存在するか。
- ◆プロジェクト監視において市民社会組織をきたえるための入手できる**財源**は存在するか。
- ◆モニタリングの結果と評価プロセスの**結果**については世間に広く共有されているか。
- ◆水問題において国会議員による議論のための、**国家的な調整プラットフォーム**または手順評価と監視報告のようなものは存在するか。